

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年10月20日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	東広島市立松賀中学校仮設駐輪場賃貸借
(2) 物品・委託役務管理番号	18050082
(3) 物品委託役務内容	東広島市立松賀中学校に仮設駐輪場を設置し、5年間の賃貸借を行うもの。
(4) 納入・履行期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市西条町御菌宇 10860（松賀中学校敷地内）
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	物品賃貸借契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	不要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>仮設校舎
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店又は営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者（受注予定者）及び賃貸人（リース会社等）の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者賃貸方式）とする。

#### 4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年10月20日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年10月20日～ 令和5年11月10日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年10月20日～ 令和5年10月27日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育部 教育総務課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0974 /ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年11月1日～ 令和5年11月10日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年11月8日～ 令和5年11月9日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年11月10日 午前10時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

## 仕様書

- 1 件名 東広島市立松賀中学校仮設駐輪場賃貸借
- 2 概要
  - ① 仮設駐輪場の設置
  - ② 各法令に基づく諸官庁への各種手続き
  - ③ 仮設駐輪場等に付随する備品等の設置及び賃貸借
- 3 設置場所 東広島市西条町御菌宇10860（松賀中学校 敷地内）  
\*別紙配置図参照
- 4 設置期限 令和6年3月28日まで  
（設置対象物件は、本仕様書2①③）
- 5 引渡し期限 令和6年3月29日まで  
（引渡しの対象物件は、本仕様書2①③）
- 6 賃貸借期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（60か月）
- 7 解体・撤去期間 賃貸借期間の満了後は、当該リース物件を賃貸人の負担により撤去するものとする。なお、撤去に係る費用については、別途協議によるものとする。
- 8 支払方法 第1回目の賃借料は、賃借人の検査に合格後、賃借人に請求するものとし、第2回目以降は前月分までの賃借料を翌月から請求するものとする。  
ただし、支出割合は「別紙1 賃借料支出割合表」のとおりとする。
- 9 その他
  - (1) 賃貸人は、建築基準法、消防法等に基づく申請書類の作成や手続き等を行うこと。なお、書類の作成や手続きに必要な手数料は賃貸人が負担するものとする。
  - (2) 賃貸人は、地盤調査及び現況調査を契約締結後速やかに行い、賃借人に提出・報告した上で設計等に取りかかること。調査に係る費用は賃貸人が負担するものとする。  
地耐力は50kN/m<sup>2</sup>を見込むが、詳細については施行前に調査を行い、地耐力を確認の上、必要に応じて地盤改良を行うこと。なお、地盤改良を行う場合、その費用については別途協議によるものとする。
  - (3) 駐輪場（設備を含む。）の構造・仕様は、法令に適合するものとするため、入札価格の積算に当たり、詳細な現地調査を実施すること。なお、現地調査の日時は、事前に発注担当課に連絡し、現地との調整のうえ、決定するものとする。
  - (4) 仮設駐輪場について、メーカー既製品仕様(新品指定)による。本仕様書に基づき賃貸人が設計を行い、必要に応じて製作・加工し、賃借人の承認を得て施工すること。なお、仕様書に示されている性能等を証明する資料を着工14日前までに賃借人に提出し、承諾を得て施工すること。
  - (5) 仮設駐輪場底地の埋設配管については、賃貸人の負担により補強、経路変更等必要な措置を取ること。費用については、賃借料に含むものとする。
  - (6) 賃貸借物件の設置に係る光熱水費は、賃貸人の負担とする。
  - (7) 賃貸人は、賃貸借期間中、賃貸借物件に対し、受取人を賃貸人とする動産総合保険又は店舗総合保険に加入すること。なお、費用は賃借料に含むものとする。
  - (8) 建築及び備品・設備設置に係る廃棄物に関しての費用は全て賃借料に含む。
  - (9) 建築士法に基づく重要事項説明を行い、賃貸借物件の引渡し時に建築士法の規定による工事監理報告書を提出すること。

- (10) 契約締結後、速やかに敷地測量を行うこと。尚、測量に係る費用については賃借料に含むものとする。
- (11) 本物件は、仮設許可適用外とする。
- (12) 解体撤去費については、別途協議によるものとする。
- (13) 本工事中は安全対策のため、道路との外周部には、ガードフェンス (H=1,800) を設けること。また、アルミ門扉 (W=4,000 程度) を1か所設けること。
- (14) 駐車場5台分をアスファルト舗装(砕石 RC-40 t=150、再生密粒度 AC (20) t=50) 及びライン引き、車止めを設置すること。
- (15) 駐輪場については台数180台確保するものとする。2段ラックは不可とする。スライド式とすること。
- (16) 駐輪場、スチールメッシュフェンス (H=1,800)、スチールメッシュ門扉 (H=1,800、W=2,000) ともメーカー既製品(新品指定)を採用すること。
- (17) 配置図駐輪場設置場所範囲内については、表層をはぎ取り、砕石 t=100(転圧仕上)とする。

10 賃貸借物件 ※仕様については、下表及び「別紙駐輪場計画図」と同等以上とする。

(1) 駐輪場 概要

項目	内容
建物寸法	180台以上とする。 幅 約50.0m×奥行 約1.8m
設計条件	以下の値による構造計算を満足する仕様とすること。 ・地耐力/50KN/m <sup>2</sup> 長期(仮定値) ・垂直積雪量/30cm ・床荷重/通常2300N/m <sup>2</sup>
基礎	独立基礎

仕上げ	床	盛土、砕石 RC-40 t=100 以上、ワイヤーメッシュ、土間コンクリート t=100 以上
	屋根	角波ガルバリウム鋼板
	雨樋	軒樋：塩ビ製 縦樋：(カラーVP60φ)

(2) 建築・設備一般

項目	内容
第三者委託	仮設駐輪場の工事施工に際して、工事の一部を第三者に直接委任し、または請け負わせようとする場合は、極力、東広島市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注すること。
工事期間・作業時間	作業時間は原則8:00~17:00とする。 詳細については、契約締結後受注者と協議する。

危険防止柵	<p>本工事中は安全対策のため、道路側にガードフェンス（H=1,800程度）を設置すること。アルミ門扉（W=4,000程度）を1か所設けること。</p> <p>設置範囲は、賃借人との協議による。</p> <p>必要に応じて誘導員を設置するなど、利用者の安全に配慮すること。</p>
アスファルト舗装	<p>車5台分（A=62.5㎡）のアスファルト舗装（砕石RC-40 t=150、再生密粒度AC（20）t=50）を行うこと。ライン引き及び車止めを設けること。</p>
フェンス	<p>道路側及び駐車場駐輪場間にスチールメッシュフェンス（H=1,800、L=78,000程度）を設置すること。また、スチールメッシュ門扉（H=1,800、W=2,000）を2か所設けること。設置範囲は、賃借人との協議による。</p>
仮設用水・電力	<p>現地確認により、適切に使用すること。</p>
仮設便所	<p>工事敷地内に仮設便所を設けること。学校のトイレは使用不可とする。</p>
発生材の処理	<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に適合する処理とする。</p> <p>産業廃棄物の処分は、関係法令を遵守して適切に処分すること。</p>

#### 1.1 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市学校教育部 教育総務課 施設安全係

電 話（082）420-0974（直通）

ファックス（082）423-7551

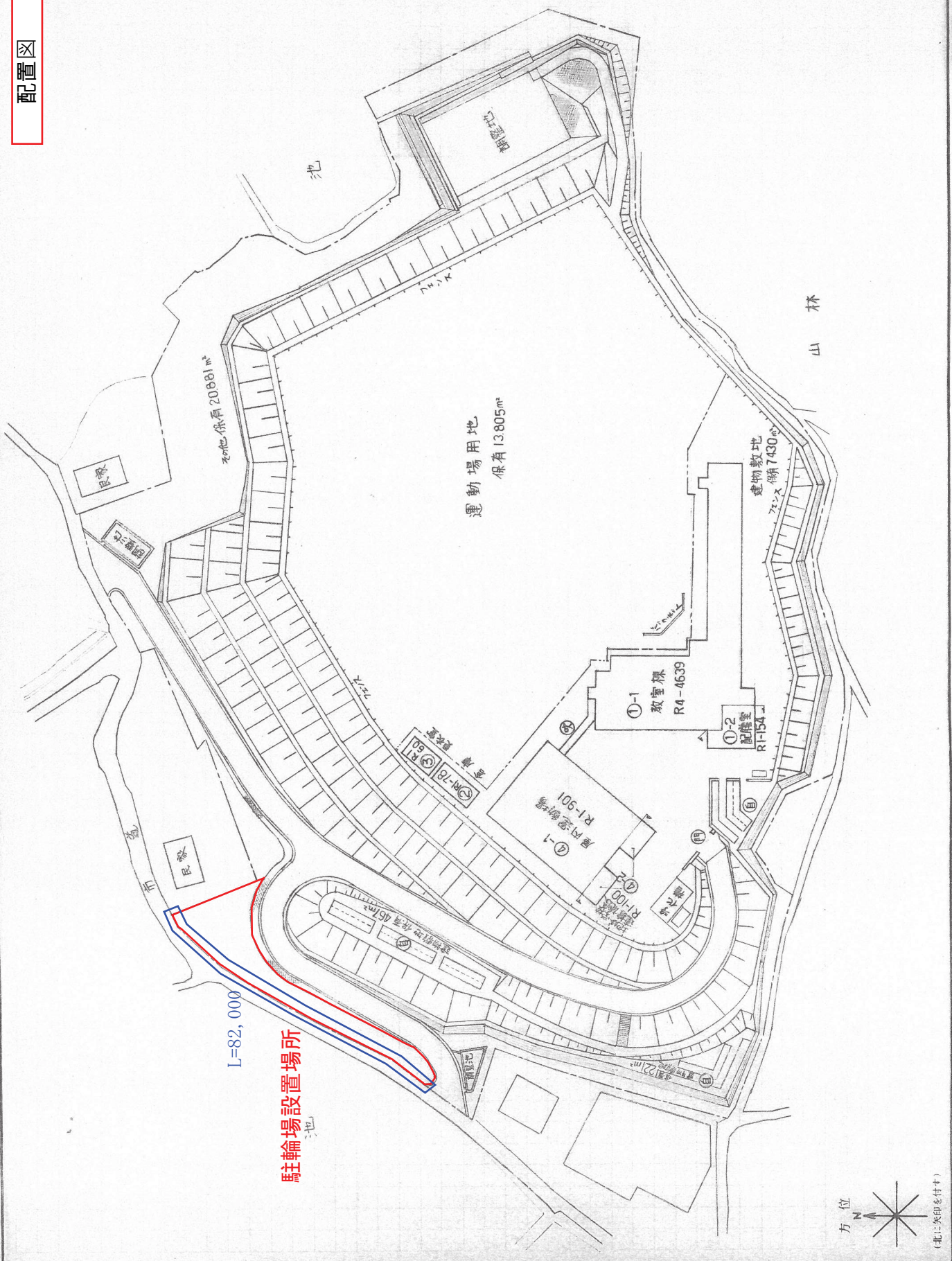
支払区分			支出割合	金額
第1回	令和5年度	初回支払分	10.0%	※円
第2回	令和6年度	第1期/4月～7月分	6.0%	※円
第3回	〃	第2期/8月～11月分	〃	※円
第4回	〃	第3期/12月～3月分	〃	※円
第5回	令和7年度	第1期/4月～7月分	〃	※円
第6回	〃	第2期/8月～11月分	〃	※円
第7回	〃	第3期/12月～3月分	〃	※円
第8回	令和8年度	第1期/4月～7月分	〃	※円
第9回	〃	第2期/8月～11月分	〃	※円
第10回	〃	第3期/12月～3月分	〃	※円
第11回	令和9年度	第1期/4月～7月分	〃	※円
第12回	〃	第2期/8月～11月分	〃	※円
第13回	〃	第3期/12月～3月分	〃	※円
第14回	令和10年度	第1期/4月～7月分	〃	※円
第15回	〃	第2期/8月～11月分	〃	※円
第16回	〃	第3期/12月～3月分	〃	※円

※消費税に係る課税業者にあつては、各支払区分あたりの支払金額は、契約金額に各支出割合を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に100分の110を乗じた額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

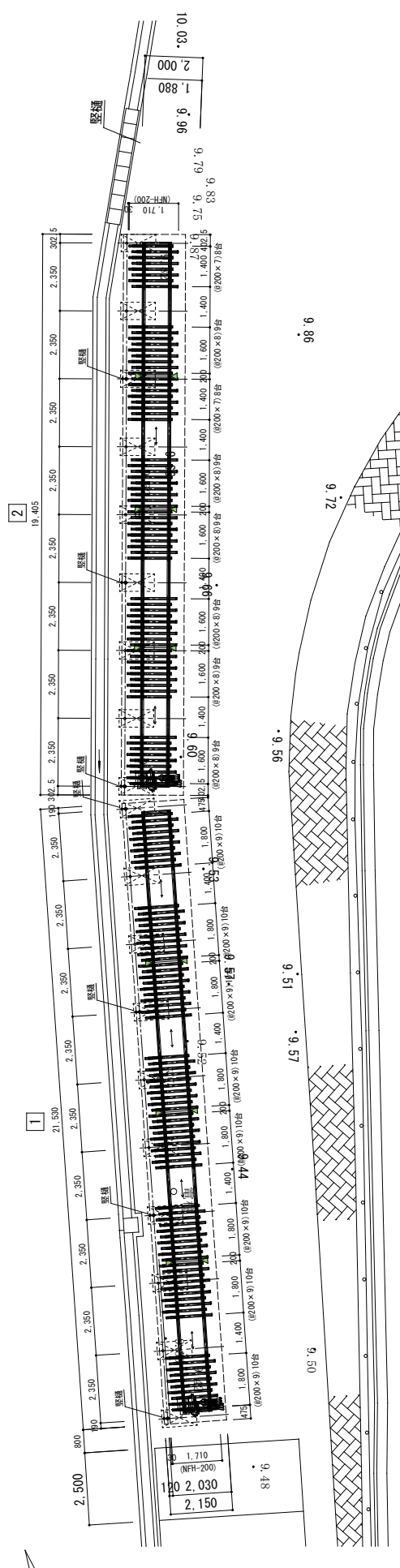
※消費税に係る免税業者にあつては、各支払区分あたりの支払金額は、契約金額に各支出割合を乗じた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

配置図

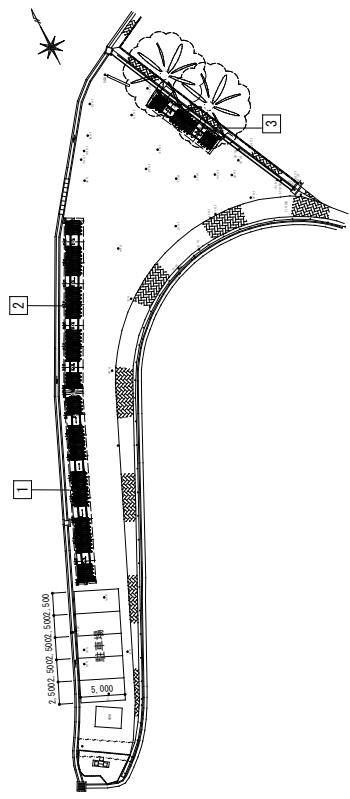
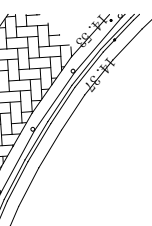
(令和5年度)



- 凡例
- 建物
  - 未) 未とりこわし建物
  - 危) 危険建物
  - 借) 借用建物
  - 一時) 一時使用建物
  - 建物以外の工作物
  - 門) 正門
  - 吹) 吹き抜けの床/廊下
  - 自) 自転車置場

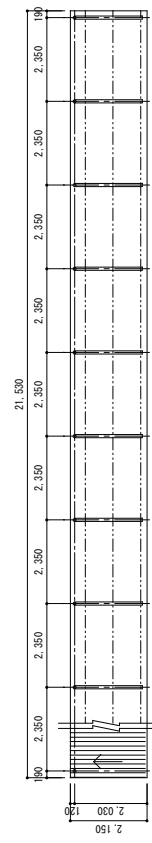


平面図 1/150

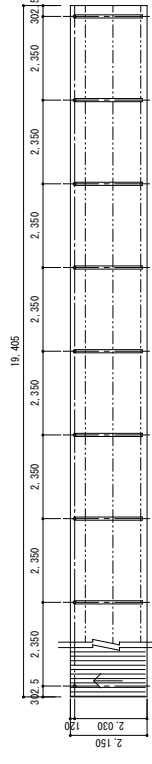


駐輪台数

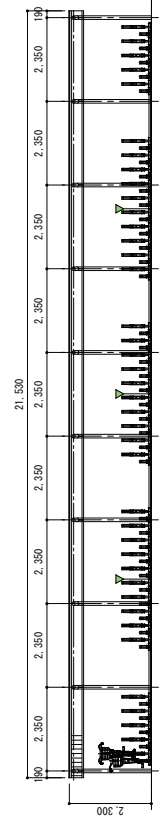
屋根型式	L=(長さ)	D=(出幅)	H=(高さ)	
NFH-200	L=21.500	D=2.150	H=2.300	
1 80台	NCF-IS	L=19.405	D=2.150	H=2.300
2 70台	NCF-IS	L=9.030	D=2.150	H=2.300
3 30台	NCF-IS	L=9.030	D=2.150	H=2.300
合計				180台



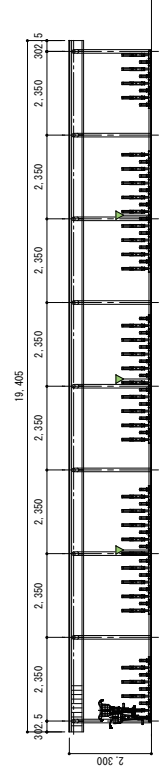
1 屋根・小屋体図 1/150



2 屋根・小屋体図 1/150



1 立面図 1/150



2 立面図 1/150



